



2020年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ
 代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己
 (コード番号6715 東証 第一部)
 問合せ先 取締役 常務執行役員
 管理統括本部長 加藤 英明
 (TEL 027-253-1006)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の当社第79回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社が本日「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、業務執行取締役に対して重要な業務執行の決定を委任し、意思決定の迅速化を実現し、経営の効率性を高めるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等の定款の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、6名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>4. <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第21条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、および取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。</u></p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. <u>取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、および取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p>
<p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>(決議の省略) 第27条 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の省略) 第27条 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当会社は会社法第399条の13第6項の規定により取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第35条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条～第37条 (現行どおり)
(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算 第43条～第46条 (条文省略)	第7章 計 算 第39条～第42条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第79回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、第79回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額に限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の第39条第2項の定めるところによる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2020年6月25日(木)
定款変更の効力発生予定日 2020年6月25日(木)

以 上